

動薬協会発50 号
平成26年6月5日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部
改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省生産局農産部穀物課長より通知がありましたのでお知らせします。



26生産第712号

平成26年5月30日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」の一部
改正について

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月
7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成25年5月29日一
部改正）を別添新旧対照表のとおり一部改正したので通知します。



別紙

「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成25年5月29日一部改正）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成25年5月29日一部改正）に基づく管理・指導をお願いしてきたところです。</p> <p>平成26年産の稲及び麦については、平成26年3月20日に改正された「<u>検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方</u>」（平成23年4月4日付け原子力災害対策本部。平成26年3月20日最終改正）、平成26年産麦わら及び平成26年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するもののうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成26年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成26年2月28日付け25生畜第2007号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成26年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除について」（平成26年5月16日付け26生産第572号、26生畜第51号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長連名通知）に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところです。</p> <p>このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦の副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p>	<p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて</p> <p>平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）に基づく管理・指導をお願いしてきたところです。</p> <p>平成25年産の稲及び麦については、平成25年3月19日に改正された「<u>検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方</u>」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）、平成25年産麦わら及び平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成25年に収集するもののうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成25年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2444号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成25年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除について」（平成25年5月29日付け25生産第349号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところです。</p> <p>このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦の副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p>

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	飼料用稲わらの調査対象6県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県）	飼料用稲わらの調査対象3県（宮城県、福島県、栃木県）	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）
麦わら	夏作飼料	夏作飼料	夏作飼料	飼料用麦わらの放射

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

副産物	対象地域		利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県	飼料用稲わらの調査対象6県	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度（水分含有量を製品重量ベースに換算）
麦わら	夏作飼料	夏作飼料	飼料用麦わらの放射性セシ

	作物等の調査対象 8県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県)	作物等の調査対象 2県 (岩手県、福島県)	作物等の調査対象 1県 (福島県)	放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)	作物等の調査対象 8県	作物等の調査対象 2県	放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換算)
もみがら	玄米の検査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県。以下同じ)	玄米の検査対象5県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県。以下同じ)	玄米の検査対象3県 (宮城県、福島県、栃木県。以下同じ)	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値	もみがら 玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値
もみらくん炭	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	① もみらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10) 又は ② もみらくん炭の放射性セシウム濃度実測値	もみらくん炭 玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	① もみらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10) 又は ② もみらくん炭の放射性セシウム濃度実測値

放射性セシウム濃度
実測値

別紙 3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合
の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米及び26年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれ「5県」及び「3県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検査対象17	玄米の検査対象5	玄米の検査対象3	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値

放射性セシウム濃度
実測値

別紙 3

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合
の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのご菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」を「5県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域		利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値

	都県	県	県	(精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値				(精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8) 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値	脱脂ぬか	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象17都県 (青森県、 秋田県、 岩手県、 山形県、 宮城県、 福島県、 新潟県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 千葉県、 埼玉県、 東京都、 神奈川県、 山梨県、 長野県、 静岡県)	玄麦の検査対象9都県 (岩手県、 宮城県、 福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 千葉県、 埼玉県、 東京都)	対象県なし	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値	ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象17都県	玄麦の検査対象9都県	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 (製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値

24生産第1618号
平成24年9月7日
一部改正〔25生産第742号〕
平成25年5月29日
最終改正〔26生産第712号〕
平成26年5月30日

関係団体の長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物（稲わら、麦わら、もみがら、もみがらくん炭、米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて」（平成24年9月7日付け24生産第1618号農林水産省生産局農産部穀物課長通知。平成25年5月29日一部改正）に基づく管理・指導をお願いしてきたところで

す。
平成26年産の稲及び麦については、平成26年3月20日に改正された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年4月4日付け原子力災害対策本部。平成26年3月20日最終改正）、平成26年産麦わら及び平成26年に作付けされる稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するもののうち、飼料として流通・利用するものについては、「平成26年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成26年2月28日付け25生畜第2007号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成26年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成26年5月16日付け26生産第572号、26生畜第51号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長連名通知）に基づき、検査、流通利用の自粛及びその解除等を行うこととしたところで

す。
このため、平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、下記のとおりとしますので、稲及び麦の副産物の円滑な流通・利用を図る観点から、貴団体の関係者に対し、引き続き適切な取扱いについて指導をお願いします。

記

1 基本的な考え方

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物のうち、稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合並びに米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の管理の考え方は、基本的に平成23年産と同様の取扱いとする。また、麦わらを土壤改良資材として利用する場合には、飼料用麦わらの調査結果を用いて判断することとする。

具体的な取扱いは、別紙1に掲げる通知に基づく平成23年産の取扱いに準じることとし、その概要は別紙2及び別紙3のとおりである。

ただし、加工係数を活用して副産物中の放射性セシウム濃度を推計する場合は、2により対応する。

2 推計に用いる玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度の取扱い

平成24年産以降の稲及び麦に由来する副産物中の放射性セシウム濃度について、加工係数を活用して推計する場合、玄米及び玄麦中の放射性セシウム濃度は、関係都県が公表した検査結果を用いる。

なお、当該検査結果が

(1) 検出限界値（スクリーニング法の場合は測定下限値。以下同じ。）未満の場合には、検出限界値

(2) 検出限界値以上、定量下限値未満の場合には、当該検査結果を用いることとする。

平成23年産米に由来する米ぬかについては、定量下限値未満の玄米の濃度は「定量下限値の1/2」として推計に用いることとしているが、平成24年産以降の米に由来する米ぬかについては、(1)及び(2)のとおりとする。

関係通知一覧

1 稲わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」
(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局農産安全管理課長連名通知)
- ・ 「平成23年産稲から生じるもみがらのくん炭の取扱いについて」
(平成24年1月27日付け23生産第5577号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局農産部農業環境対策課長連名通知)

2 米ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料等に利用する場合の取扱いに関する通知

- ・ 「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」
(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部裁培養殖課長連名通知)
- ・ 「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」
(平成23年9月13日付け23消安第3224号、23生産第4499号、23水推第545号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部裁培養殖課長連名通知)

稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材 として利用する場合の取扱い（概要）

平成24年産以降の稲及び麦に由来する稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壤改良資材として利用する場合には、次表の値が土壤改良資材の暫定許容値（400 Bq/kg）以下であることを確認した上で利用する。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
稲わら	飼料用稲わらの調査対象17都県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	飼料用稲わらの調査対象6県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県）	飼料用稲わらの調査対象3県（宮城県、福島県、栃木県）	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度 （水分含有量を製品重量ベースに換算）
麦わら	夏作飼料作物等の調査対象8県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県）	夏作飼料作物等の調査対象2県（岩手県、福島県）	夏作飼料作物等の調査対象1県（福島県）	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 （水分含有量を製品重量ベースに換算）

	県)			
もみがら	玄米の検査対象17都県 (青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県。以下同じ)	玄米の検査対象5県 (宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県。以下同じ)	玄米の検査対象3県 (宮城県、福島県、栃木県。以下同じ)	① もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数3) 又は ② もみがらの放射性セシウム濃度実測値
もみがらくん炭	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	① もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数10) 又は ② もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値

米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを飼料等に利用する場合 の取扱い（概要）

平成24年産以降の米及び麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま及び麦ぬかを食品、飼料、肥料・土壌改良資材・培土又はきのこ菌床用培地に利用する場合には、次表の値を踏まえ、米ぬか、ふすま等を用いた製品が各用途の暫定許容値等を超えないよう管理を行う。

このため、対象地域で生産された玄米及び米ぬか等の供給に関連する事業者は、精米に用いた原料玄米に係る情報等を伝達する。

平成25年産米及び26年産米の情報伝達に際しては、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長（食品産業政策課題検討チーム長）、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）別紙3-1の「精米情報シート」及び別紙3-2の「精米情報シート記入要領」の「17都県」をそれぞれ、「5県」及び「3県」に読み替えるものとする。

副産物	対象地域			利用の判断に用いるデータ
	平成24年産の稲及び麦に由来するもの	平成25年産の稲及び麦に由来するもの	平成26年産の稲及び麦に由来するもの	
米ぬか	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	① 米ぬかの放射性セシウム濃度推計値 （精米に用いた玄米の放射性セシウム濃度×加工係数8） 又は ② 米ぬかの放射性セシウム濃度実測値
脱脂ぬか	玄米の検査対象17都県	玄米の検査対象5県	玄米の検査対象3県	脱脂ぬかの放射性セシウム濃度実測値
ふすま、 麦ぬか	玄麦の検査対象17都県 （青森県、秋田県、岩	玄麦の検査対象9都県 （岩手県、宮城県、福	対象県なし	① ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度推計値 （製粉、精麦に用いた玄麦の放射性セシウム濃度×

<p>手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)</p>	<p>島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都)</p>	<p>加工係数 3) 又は ② ふすま、麦ぬかの放射性セシウム濃度実測値</p>
---------------------------------------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------------------